

(2) 不燃物について

① 廃棄物のリサイクルについて

◆サーマルリサイクル (62%)

廃棄物処理により発生する「**熱エネルギーを活用**」する方法

⇒ 主に次の2つに分類される

分類	リサイクルの内容
①熱、蒸気の回収	ごみの焼却エネルギーを利用した発電、暖房等
②固形燃料化	焼却作用を促進する固形燃料等

◆ケミカルリサイクル (3%)

廃棄物を「**科学的に分解して別の原料**」とする方法

⇒ 主に次の4つに分類される

分類	リサイクルの内容
①油化	化学分解して液体化する
②ガス化	二酸化炭素と水素を発生させ、新たな用途に活用する
③高炉原料化	工場で石炭やコークスの代用品とする
④原料・モノマー化	ポリエステル原料に戻す (現在は行われていない)

◆マテリアルリサイクル (22%)

廃棄物を「**新たな製品の原料**」とする方法

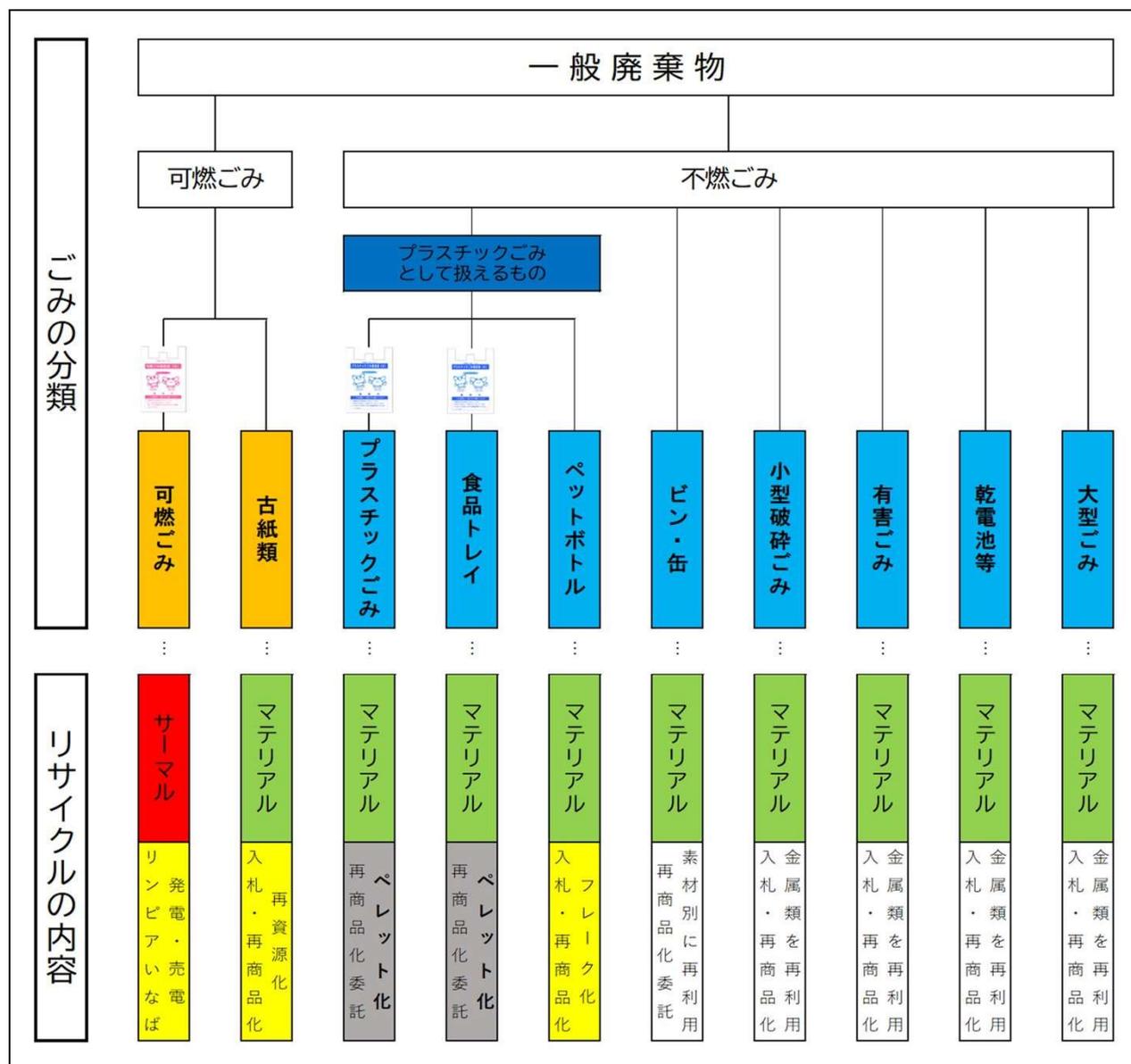
⇒ 「物」から「物」へ再生し、分別の徹底がリサイクルの促進に直結する

廃棄物の種類	リサイクルの内容
①缶	潰して溶かし再び固形化し、新たな缶の原料
②古紙	ベールを溶かし、繊維に分解し、新たな紙製品の原料
③プラスチック	ペレット・固形燃料化等により、新たな製品の原料
④ペットボトル	フレーク・ペレット化し、新たなペットボトル原料

【ペットボトルの原料化までの流れ】



【本市におけるごみの分別収集後のリサイクル】



②ペットボトルの水平リサイクルについて

◆水平リサイクルとは

マテリアルリサイクルに分類され、原料になる前と同じ物に再生される

ペットボトルの水平リサイクルを「ボトルtoボトル」と称し、全国で再生工場が増加中

◆「ボトルtoボトル」推進による効果

①新たな化石燃料を使用せずに製品化を図り、資源循環に寄与する

②CO₂排出量を60%削減でき、脱炭素社会の推進を図る

③複数回のペットボトルへの再生が可能となり、国内における再資源化を目指す

環循総発第 22041922 号
令和 4 年 5 月 20 日

各都道府県一般廃棄物担当部(局)長 殿

環境省環境再生・資源循環局
総務課リサイクル推進室長

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく第10期の市町村分別収集計画及び都道府県分別収集促進計画の策定について（通知）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に規定する市町村分別収集計画及び第9条に規定する都道府県分別収集促進計画については、3年ごとに、5年を一期として策定するものとされている。

このため、各市町村及び各都道府県においては、令和5年4月を始期とする第10期（令和5～9年度）の市町村分別収集計画及び都道府県分別収集促進計画を策定する必要があり、当該計画の策定に当たっては下記事項に留意いただくとともに、貴管下市町村に対する適切な指導、周知等の徹底を図られたい。

4. 使用済ペットボトル等の指定法人等への円滑な引渡しについて

また、飲料製造事業者等と市町村が協定等に基づき、使用済ペットボトルを新たなペットボトルに再利用するボトル to ボトルの取組等を行う場合においては、基本方針に基づき、市町村が現場確認その他の適切な方法により処理の状況を確認し、住民に対し情報提供をするとともに、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）の施行も踏まえ、飲料製造事業者や小売事業者等と協力して、店頭回収の活用やオフィスビル等から排出される使用済ペットボトルのリサイクルの質の向上など地域における包括的な取組内容とすることが望ましい。

経済産業省

⇒ 水平リサイクルを推奨

成長志向型の資源自律経済戦略

72ページ：リサイクル段階の課題・方向性

使用済 PET ボトル由来の再生 PET が PET ボトルに再度利用(水平リサイクル)される割合は高くない。新たな化石資源の投入を削減するとともに CO2 の削減に寄与することが見込まれることから、PET ボトルへの水平リサイクルの推進していくことが重要である。

2023年3月31日

経済産業省

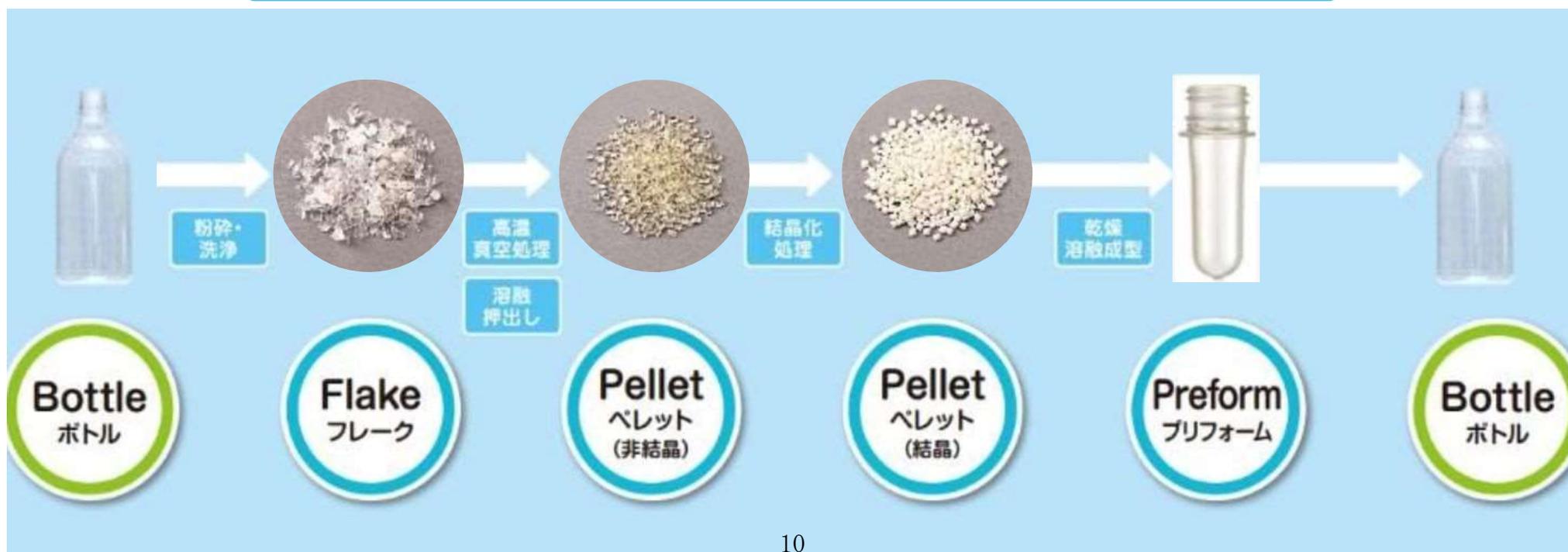
●「ボトルtoボトル」水平リサイクルとは

使用済みのペットボトルをリサイクルし、新しいペットボトルに再生すること

⇒ **新たな化石由来原料を使わずに資源循環**

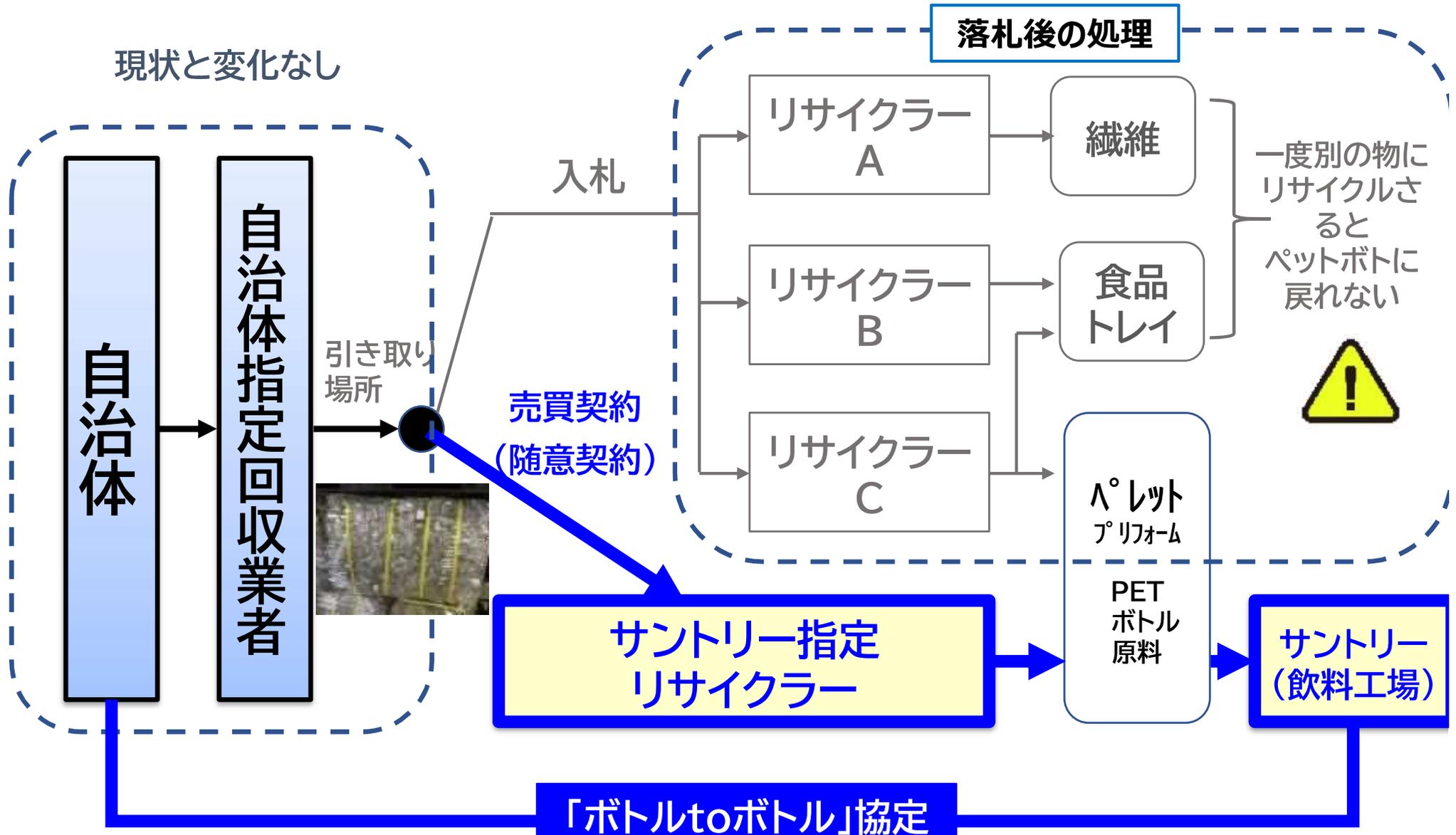
⇒ **CO2排出量を約60%削減(※)**

※使用済みペットボトルからプリフォーム製造までの工程において、新たに化石由来原料を使用する場合との比較



「ボトルtoボトル」PETボトル 処理スキーム

自治体様が **「自らの意思表示」** でリサイクル先を決定



サントリーが責任をもってボトルにリサイクルし、再び市場へ

● お取り組みのメリット

住民

「住民の方には新たな負担を強いることは無い前提」の下

- ・今まで漠然と「何らかにリサイクルされている」と思っていたことが BtoB協定により 自分たちの排出した使用済みのペットボトルが水平リサイクルされることにて、新しいペットボトルに再生することが明確になる
- ・BtoB協定が周知されることに因り、環境に対する意識が更に向上し **一段高い次元でのリサイクル活動に対する参画意識の醸成**

行政

- ・行政の責任でBtoBを具現化することに因り、「循環型社会」及び、「脱炭素社会」の形成に貢献し、住民に明示・訴求することが可能になり、行政の責務を果たすことにて、**住民とのより強固な信頼関係を構築できる**

循環型社会の実現

CO2排出削減の実現

住民（信頼）



行政（責任）